

先着順による土地の一時貸付け

申 込 要 領

令和 8 年 3 月

東京都財務局財産運用部

【問合せ先】

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都 財務局 財産運用部 活用促進課

電話 03 (5388) 2780 (ダイヤルイン)

《 目 次 》

◆ 先着順で申込みを受け付ける物件	3
◆ 申込みの主な手順	3
◆ 先着順都有地貸付申込要領	5～
◆ 土地賃貸借契約書	11～
◆ 案内図・明細図	15
◆ 緑化条件付自動販売機基本想定図	16～
◇ 事業実績説明書	
◇ 宣誓書	

1 物件一覧

物件番号	土地の所在 (住居表示)	用途地域	地積	貸付価格 (年間賃料)	設置台数	更新可能回数
1	新宿区山吹町 349 番 3 のうち (新宿区山吹町 349 番 3)	準工業地域	38.11 m ² のうち 2.70 m ²	49,572 円	1 台	4 回

2 貸付期間

貸付開始日から1年間

貸付期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。また、貸付期間の更新については、借受者からの申請によるものとし、4回まで更新可能とする。その際の更新期間は1年を単位とする。

3 申込みの主な手順

1	申 込	参加者は、申込期間中に下記申込先より申込みしてください。	
		申込期間 令和8年3月30日(月)午前10時から同年4月10日(金)午後3時まで	
	申 込 先	https://logoform.jp/form/tmgform/1454001 	
2	契約手続き	申込完了後、下記送付先に必要書類を送付してください。 (1) 事業実績説明書 (2) 宣誓書 (3) 印鑑証明書 (4) 法人登記簿謄本 (5) 会社事業案内 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当 ※ 直接持参される場合は、新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎17階北側 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当までお越しください。 (受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時：土日祝日を除く)	
3	契 約	都で申込み内容確認後、契約手続きについて、ご案内いたします。	
		契約締結期限 申込日より2カ月以内とします。	

先着順都有地貸付申込要領

貸付申込を先着順で提出された方に限り、資格審査後、借受できる物件です。申し込まれる方は、次の各事項をご承知の上、申込みしてください。

(貸付けの目的)

第1 東京都の狭小未利用財産を有効活用するとともに、街の隙間を緑化することにより得られる緑のもたらす癒しや安らぎなどの効果から、都民や企業の自主的な緑の創出につなげることで、街の美観向上、都市緑化の推進に寄与します。

(貸付けの流れ)

- 第2 申込者には、土地の使用に当たって、第6に記載の事業計画の策定を行い、東京都に提示し、協議調整が整った後に、東京都と貸付対象物件に係る一時使用のための土地の賃貸借契約を締結して借受者となっていただきます。
- 2 借受者は、貸付対象物件に自らの資金負担により自動販売機を設置、運営し、かつ、緑化部分を設計・整備し、緑化が良好な状態に保たれるよう維持管理、補修等に努めなければなりません。
 - 3 借受者は、緑化部分の形状又は仕様を変更する場合には、東京都と協議の上、行わなければなりません。
 - 4 借受者には、緑化部分の管理状況の報告を含め、使用状況を東京都が容易に把握できるよう、6月を超えない期間ごとに写真撮影し、東京都に報告していただきます。
 - 5 借受者には、一時使用の賃貸借期間満了までに原状回復し、東京都に返還していただきます。

(先着順で申込みを受け付ける物件)

- 第3 物件は、14ページの案内図及び明細図等記載のとおりです。
- 2 緑化整備について、不明な点の問合せ先は次のとおりです。
東京都庁第一本庁舎17階北側 東京都財務局財産運用部総合調整課計画推進担当
(ダイヤルイン) 03-5388-2703

(貸付けに関する条件)

第4 貸付対象物件の用途

清涼飲料水自動販売機を設置するとともに、その周囲に常緑の植物を植えたプランターやパーゴラを設置する等、緑化に貢献するもの(以下「緑化条件付自動販売機」という。)に限定します。

2 貸付方法

契約は、民法第601条に規定する賃貸借契約とし、借地借家法の規定の適用はないものとします。

3 賃料以外の経費負担

フェンスの撤去及び新設、自動販売機の設置及び運営並びに緑化部分の設計及び整備を含めた維持管理、修繕及び撤去に要する工事、移転等に係る費用並びに光熱水費については、賃料とは別に借受者の負担とします。

4 使用上の制限等

- (1) 借受者は、一時貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。
- (2) 借受者は、貸付対象物件の使用に当たり、この土地の形質を変改することはできません。ただし、あらかじめ東京都から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。
- (3) 借受者は、貸付対象物件を自動販売機設置とその周辺部の緑化以外の目的に使用することはできません。
- (4) 借受者は、貸付対象物件に建物を設置することはできません。

5 借受者の義務

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象物件を使用してください。
- (2) 借受者には、貸付対象物件を使用するに伴う一切の責任があります。
- (3) 借受者は、東京都が貸付対象物件の管理上必要な事項を借受者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- (4) 借受者は、貸付対象物件の使用に当たっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければなりません。

6 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、東京都又は第三者に損害を与えたときは、全て借受者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受者が4に記載する事項に違反又は5に記載する義務を果たさない場合
- (2) 借受者が緑化条件付自動販売機を設置しなかったとき。
- (3) 東京都が貸付対象物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

7 貸付期間終了時の条件等

- (1) 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は6(1)若しくは(2)により契約を解除されたときは、直ちに自己の負担で原状に回復して東京都に返還しなければなりません。
- (2) (1)の場合、借受者は東京都に対し返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることはできません。

(申込みができない者)

第5 次のいずれかに該当する者は、申込みをすることができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (7) 清涼飲料水自動販売機の設置・運営について実績を有しない者

(緑化条件付自動販売機設置に当たって付する契約条件)

第6 借受者は、事業計画を作成し東京都の承認を受けて、自らの責任と負担とにおいて自動販売機の設置及び運営並びに緑化部分の設計及び整備を含めた維持管理、修繕等を行うものとします。

1 緑化条件付自動販売機の計画(設計)

自動販売機及びその周囲の緑化は、15ページ以降の基本想定図を参考とするほか、以下の事項に留意し、設計してください。

(1) 自動販売機の仕様

- ア 設置する自動販売機の商品は、清涼飲料とし、酒類、カップ式は除くこと。
- イ 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名、管理者名、住所及び電話番号を必ず明記すること。
- ウ 自動販売機は、「照明の自動点滅・減光」いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術を導入した機種とし、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよいものにする。
- エ 自動販売機は、二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。
- オ 自動販売機を据え付ける場合は、日本工業規格(JIS)の据付基準又は(社)全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止策を講ずること。
- カ 「食品、添加物等の規格基準」(JIS規格)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならないこと。
- キ 自動販売機は、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くした機種とすること。

(2) 緑化に関する仕様

- ア 自動販売機の両脇に、常緑の低木及び植物を寄せ植えにしたプランター2台を設置すること。なお、常緑の低木は、自動販売機の高さを超えないものとする。
- イ アの仕様に加えて、次の①又は②の仕様を採用すること(基本想定図参照)。
 - ① 自動販売機の機上及び回収ボックスのルーフ部分に、コケ植物と人工芝が一体になったシートを設置すること。
 - ② 自動販売機の周囲にパーゴラを設置し、そのパーゴラの脇につる性植物を植えることで、自動販売機の両側面及び上面に植物をはわせること。なお、パーゴラの転倒防止策を講ずること。
- ウ プランターは、重量の重いものを用いる等、盗難防止策を講ずること。
- エ 自動販売機自体を、木や森林の写真でラッピングし、都民が緑化をイメージしやすいものにする。
- オ 植栽する植物は常緑のものとし、枯れた場合は新たに植え替えること。
- カ 自動販売機内のPOP広告用部分に、次のような掲載文を掲出すること。

「この緑は、東京都の緑化推進事業により、〇〇会社が緑化した場所です。緑あふれる東京の再生を目指して、緑を増やし、守り、育てていきましょう。

令和8年〇月〇日

東京都財務局財産運用部

「〇〇会社TEL〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇」

(3) その他

ア フェンスで閉鎖管理されている土地は、自動販売機設置後も閉鎖管理の状況を維持するため、必要に応じフェンス等を新設すること。

イ (1)及び(2)で示した自動販売機の仕様について、更に効果的な省エネルギー対策等を実施したい場合には、東京都と協議を行うこと。

2 自動販売機設置と緑化設備整備工事

設置、整備工事開始前に、東京都と設計及び施工の協議を行ってください。なお、施工前、施工後の写真を東京都に提出してください。

3 運営

(1) 商品管理、売上金回収、つり銭補充などの金銭管理など、自動販売機の維持管理については、借受者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないように努めること。

(2) 自動販売機の設置に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、プラスチック製又は金属製の選別回収タイプのボックス(以下「回収ボックス」という。)を設置すること。

(3) 回収ボックスは、回収頻度と回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ出たり、周囲に散乱しないよう十分な収容容積があるものとする。また、借受者の責任で適切に空き缶を回収・処分するとともに、周囲の清掃を行うこと。

(4) 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、一般ゴミの混入防止を図ること。

(5) 自動販売機の内部・外部及び設置場所周辺の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守すること。

(6) 自動販売機利用者からのクレームに関しては、迅速に対応すること。

(7) 植物への水遣り、植物の繁茂等に対する手入れを随時行うこと。

(8) 植栽した植物が枯れた場合は、速やかに、新たな植物に植え替えること。

(9) 自動販売機及びその周囲の緑化のための設備については、盗難、破損、故障時における無料交換など、借受者側の責任において維持管理を行うこと。

(10) 自動販売機及び緑化に関わる設備の管理上のかしにより、第三者に損害を与えたときは、借受者がその責を負うものとする。

4 その他

(1) 東京都は緑化状況を随時調査でき、また、借受者はこれに協力しなければならないこととする。

(2) 自動販売機に関する近隣住民及び利用者等への対応は、全て借受者の責任で行うものとする。

(契約に当たって付する契約条件)

第7 契約に当たって付する条件は、11ページ以降に示す土地賃貸借契約書のとおりです。土地賃

貸借契約書の条文をよく確認の上、申込みしてください。

(物件の確認)

第8 申込みしようとする者(以下「申込者」という。)は、申込みを行う前に必ず申込者御自身が、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

(申込み)

第9 申込者は、下記申込先より必要事項を入力し、申込みをおこなってください。申込受付後、必ず1週間以内(必着)に下記書類を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)(以下「郵送等」という。)により、送付してください。(持参可)

1 申込先

<https://logoform.jp/form/tmgform/1454001>



2 申込期間

令和8年3月30日(月)午前10時から同年4月10日(金)午後3時まで

3 書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当

※ 直接持参される場合は、新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎17階北側
東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当までお越しく下さい。

(受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時(ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。))

4 郵送書類

- (1) 事業実績説明書
- (2) 宣誓書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人登記簿謄本
- (5) 会社事業案内

(申込書等の内容)

第10 申込みの際に提出された書類の内容が、第1に掲げる貸付けの目的に抵触する場合及び土地賃貸借契約書で規定する賃借人の義務に明らかに違反する場合は、申込書を受付できません。

(申込者の責務)

第11 申込者は、契約締結までに、賃借する土地の近隣住民に、この土地の利用について十分な説明を行わなければなりません。

(契約の締結)

第12 申込者は、申込日から2カ月以内に、別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第13 契約は、東京都が申込者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(賃料の支払期限)

第14 契約締結と同時に、東京都の発行する納入通知書により、その指定する場所において、賃料の全額を支払っていただきます。

土 地 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人東京都を甲とし、賃借人 〇〇〇〇〇を乙とし、甲乙間において、次の条項により、一時使用のための土地賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に賃貸する。

所	在	地 目	地 積
新宿区山吹町349番3の	うち	宅 地	2.70 m ²

(使用の目的)

第2条 乙は、この土地を、緑化条件付自動販売機の設置場所として一時使用するものとする。この場合において、乙は、事前に事業計画により甲の承認を得なければならない。

(賃貸借の期間)

第3条 土地の賃貸借の期間は、令和8年〇月〇日から令和9年〇月〇日までとする。

(期間の更新)

第4条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を第2条の目的で1年間賃借しようとするときは、賃貸借の期間満了前3月までに書面をもって甲に申し出なければならない。

2 期間の更新は4回まで可能とし、更新後の期間における賃貸借条件は、更新の回数を除き、更新前の条件と同一とする。

3 期間の更新は、新たに契約を締結することにより処理する。

(賃料の支払)

第5条 乙は、この土地の賃料として金49,572円を、この契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(その他の費用)

第6条 フェンスの撤去及び新設、自動販売機の設置及び運営並びに緑化部分の設計及び整備を含めた維持管理、修繕及び撤去に要する工事、移転等に係る費用並びに光熱水費については、乙の負担とする。

(転貸の禁止等)

第7条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) この土地の形質を改変しないこと。
- (3) この土地及びこの土地に設置した工作物を第2条の目的以外に使用しないこと。
- (4) この土地に建物を設置しないこと。
- (5) この土地に設置した工作物に係る所有権を登記しないこと。
- (6) この土地に設置した工作物に係る占有名義を変更しないこと。

(賃借人の義務)

第8条 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11号に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- 2 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。
- 3 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 4 乙は、第2条の事業に係る全ての事項について責に任ずるものとし、甲は、一切の責を負わないものとする。
- 5 乙は、緑化条件付自動販売機として、緑化部分が良好な状態に保たれるよう、維持管理に努めなければならない。また、乙は、緑化部分の形状あるいは仕様を変更する場合には、甲と協議のうえ行わなければならない。
- 6 乙は、緑化部分の管理状況の報告を含め、この土地の使用状況を甲が容易に把握できるように6月を超えない期間ごとに写真撮影し、直ちに甲に写真を提出しなければならない。
- 7 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙はその事項を遵守しなければならない。
- 8 乙は、この土地の使用に当たっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第9条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第10条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を实地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

（違約金）

第11条 乙は、第8条第1項又は第2項に定める義務に違反したときは、甲に対し、第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して实地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第5条の賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条の賃料を支払わなかったとき。
 - (2) 第7条の規定に違反したとき。
 - (3) 第8条第2項の規定に違反したとき。
 - (4) 第11条第1項又は第2項の規定に違反したとき
- 2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。
 - 3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。
 - 4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第13条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては甲の指定する期日までに、本件賃貸借の期間が満了した場合においては賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙の承諾を得ることなく、乙の費用負担のもとに原状回復をすることができる。

(立退料等)

第14条 乙は、この土地を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切を甲に請求してはならない。

(損害金)

第15条 乙がこの土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対して、契約を解除されたときには解除の日の翌日から、賃貸借期間が満了したときにおいては満了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、1日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2 前項の1日当たりの賃料相当額は、第5条に規定する賃料の額を365で除して得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙

暴力団等排除に関する特約条項（土地賃貸借契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

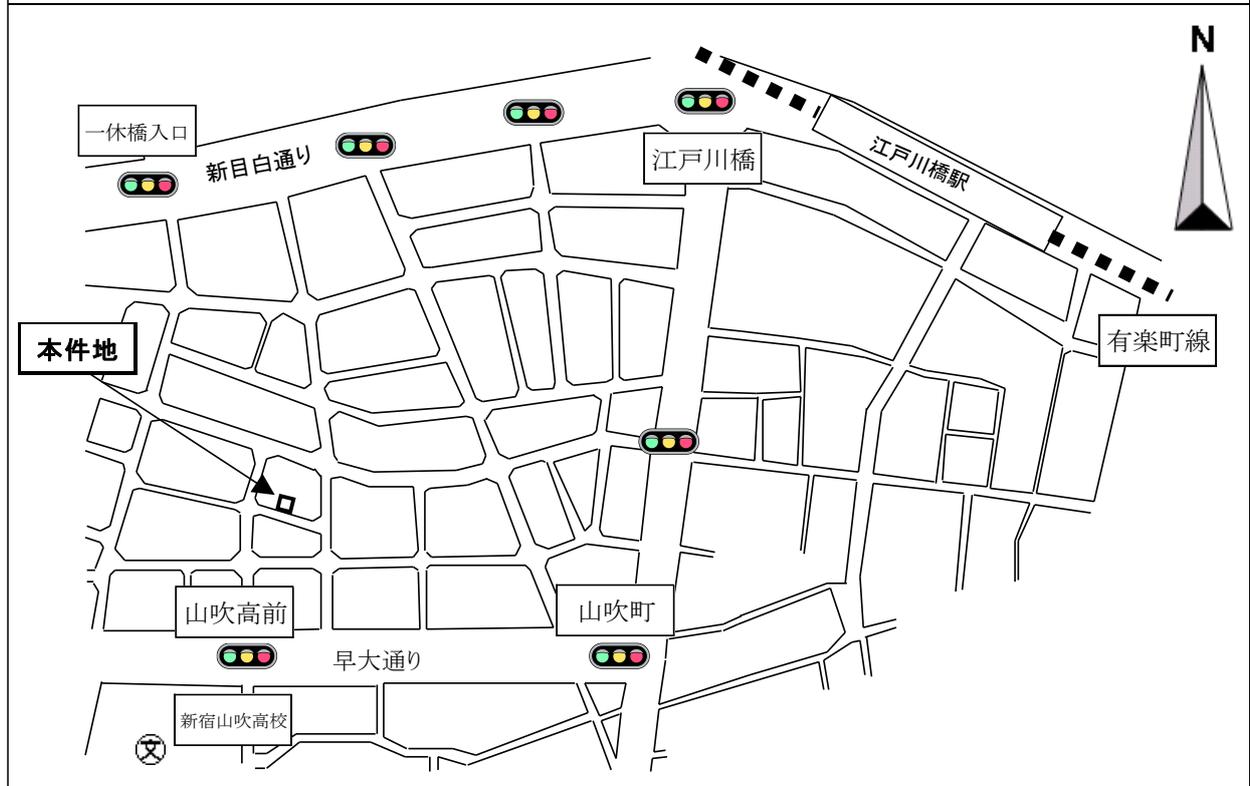
- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地賃貸借契約書第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 6 土地賃貸借契約書第13条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

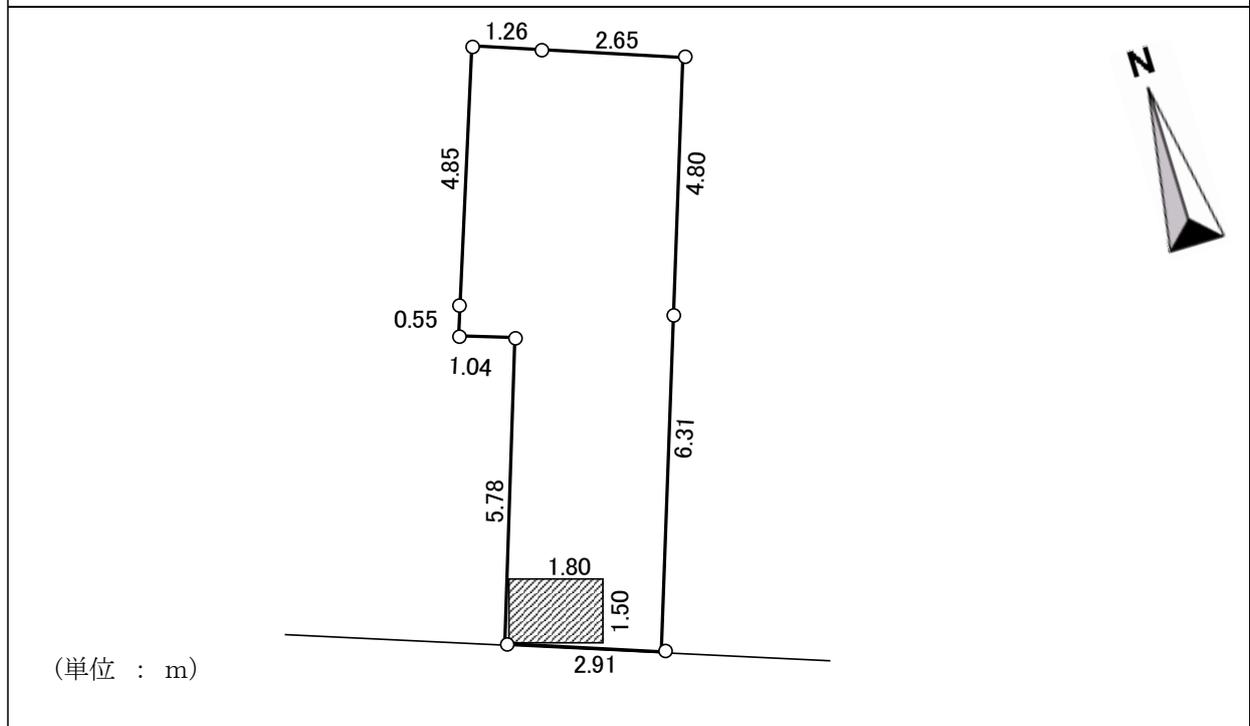
- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

土地の所在	新宿区山吹町349番3のうち	地積	38.11㎡のうち2.70㎡
住居表示	新宿区山吹町349番3	最低貸付価格	49,572 円

案内図



明細図

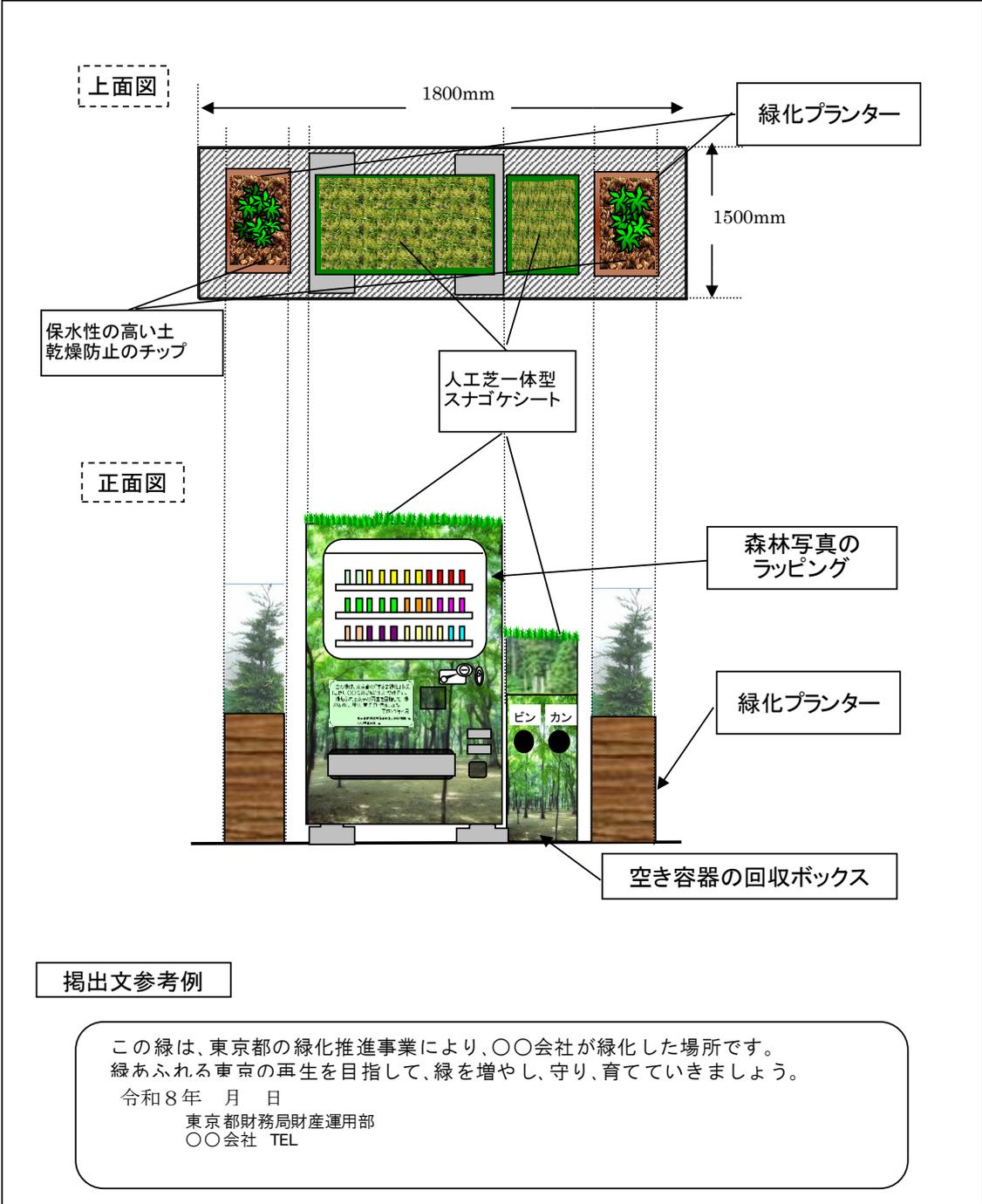


緑化条件付自動販売機基本想定図

※ 自動販売機を設置する際の、イメージは以下のとおりです。

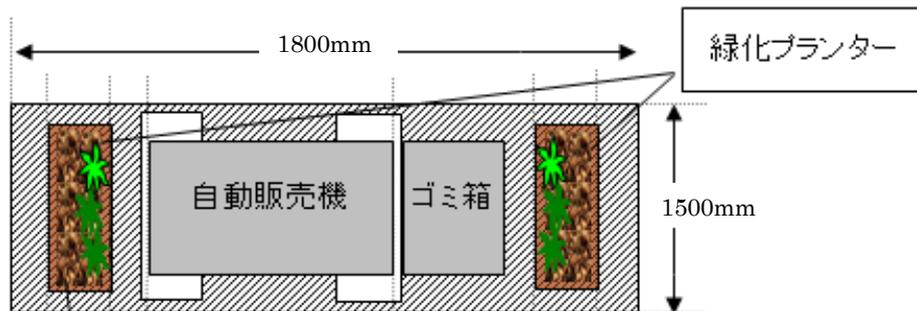
 貸付面積 2.70 m²

スナゴケシートタイプ【参加要領第6の1(2)イ①】



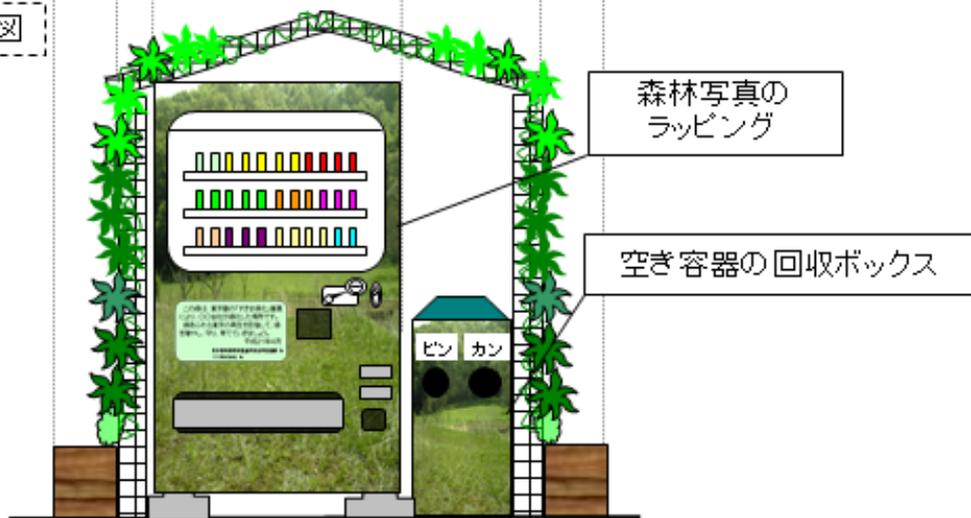
パーゴラタイプ【参加要領第6の1(2)イ②】

上面図



保水性の高い土
乾燥防止のチップ

正面図



掲出文参考例

この緑は、東京都の緑化推進事業により、〇〇会社が緑化した場所です。
緑あふれる東京の再生を目指して、緑を増やし、守り、育てていきましょう。

令和8年 月 日

東京都財務局財産運用部
〇〇会社 TEL

事業実績説明書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 _____ (実印)

担当者

電 話

1 清涼飲料水自動販売機 設置の主な実績

期 間	相手方	設置台数 (台)

2 添付書類

会社事業案内及び法人登記簿謄本

提出・問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局財産運用部活用促進課管理運用担当

電話 03-5388-2780

宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名



記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (5) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (7) 清涼飲料水自動販売機の設置・運営について実績を有しない者